

# 長野市地域防災計画・長野市水防計画の 修正について

総務部 危機管理防災課

# 長野市地域防災計画・長野市水防計画とは…

## <長野市地域防災計画>

公共的団体その他住民がその有する全機能を発揮し、住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害、地震等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的に、市・県及び防災関係機関の協力を含めた計画として定めている。

(根拠法令) 災害対策基本法第42条、長野市防災会議条例第2条

## <長野市水防計画>

県知事より指定水防管理団体として指定されている本市が、水防事務の調整及びその円滑な実施のための必要な事項を規定し、市の区域内にかかる河川、湖沼等の洪水による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、市民の安全を保持することを目的に、県の水防計画に応じた内容で作成することとされている。

(根拠法令) 水防法第33条第1項

# 長野市防災会議について

## <地域防災会議>

当該地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、防災会議を置く。

防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の例に準じて当該市町村の条例で定める。  
(根拠法令) 災害対策基本法第16条

## <長野市防災会議条例>

防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- ①長野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ③市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。(④⑤略)

防災会議は会長及び委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

防災会議に幹事を置く。幹事は防災会議の所掌事務について委員を補佐する。  
(根拠法令) 長野市防災会議条例第2条、第5条

長野市防災会議	委員 (会長含む)	幹事	事務局
(令和3年4月現在)	57名	34名	総務部危機管理防災課

# これまでの修正経緯

実施年度	内容	修正経緯
昭和43年度	防災計画策定	長野市地域防災計画策定（昭和62年度に水防計画策定）
		昭和51年度から平成18年度までに8回見直し
平成24年度	全体見直し	東日本大震災による教訓、町村合併による広域化等を反映した被害想定や防災ビジョン等の見直し（平成23年度に防災アセスメント※を実施）
平成26年度	一部修正	指定緊急避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成等の追加
平成27年度	一部修正	氾濫危険水位等の見直し 等
平成29年度	全体見直し	風水害に関する被害想定の変更による見直し（平成27年度・28年度に防災アセスメント※を実施）
令和3年度 （今年度）	一部修正	①法改正による避難情報等の運用見直し（R3） ②千曲川河川事務所による千曲川基準水位の見直し（R2）
令和4年度 （予定）	全体見直し （予定）	県管理河川の想定最大規模降雨による浸水想定区域及び令和元年東日本台風災害を踏まえた災害危険性の再評価等による見直し（令和3年度に防災アセスメント※を実施）

※本市における防災アセスメントとは、地域防災計画の見直しに先立ち、その時点における災害危険性（被害想定）等を調査し評価するもの。

※長野市は、おおむね5年ごとに防災アセスメントを実施して計画の全体的な見直しを実施している。

①法改正による避難情報等の運用見直し（R3）

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p>	<p>きんきゅうあんぜんかくほ <b>緊急安全確保</b>※1</p>	<p><b>災害発生情報</b> (発生を確認したときに発令)</p>
<p>~~~~&lt;警戒レベル4までに必ず避難！&gt;~~~~</p>			
4	 <p>災害の おそれ高い</p>	<p>ひなんしじ <b>避難指示</b>※2</p>	<p>•避難指示(緊急) •避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p>	<p>こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b>※3</p>	<p><b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b></p>
2	 <p>気象状況悪化</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

②千曲川河川事務所による千曲川基準水位の見直し（R2）

〈洪水予報河川の基準水位〉

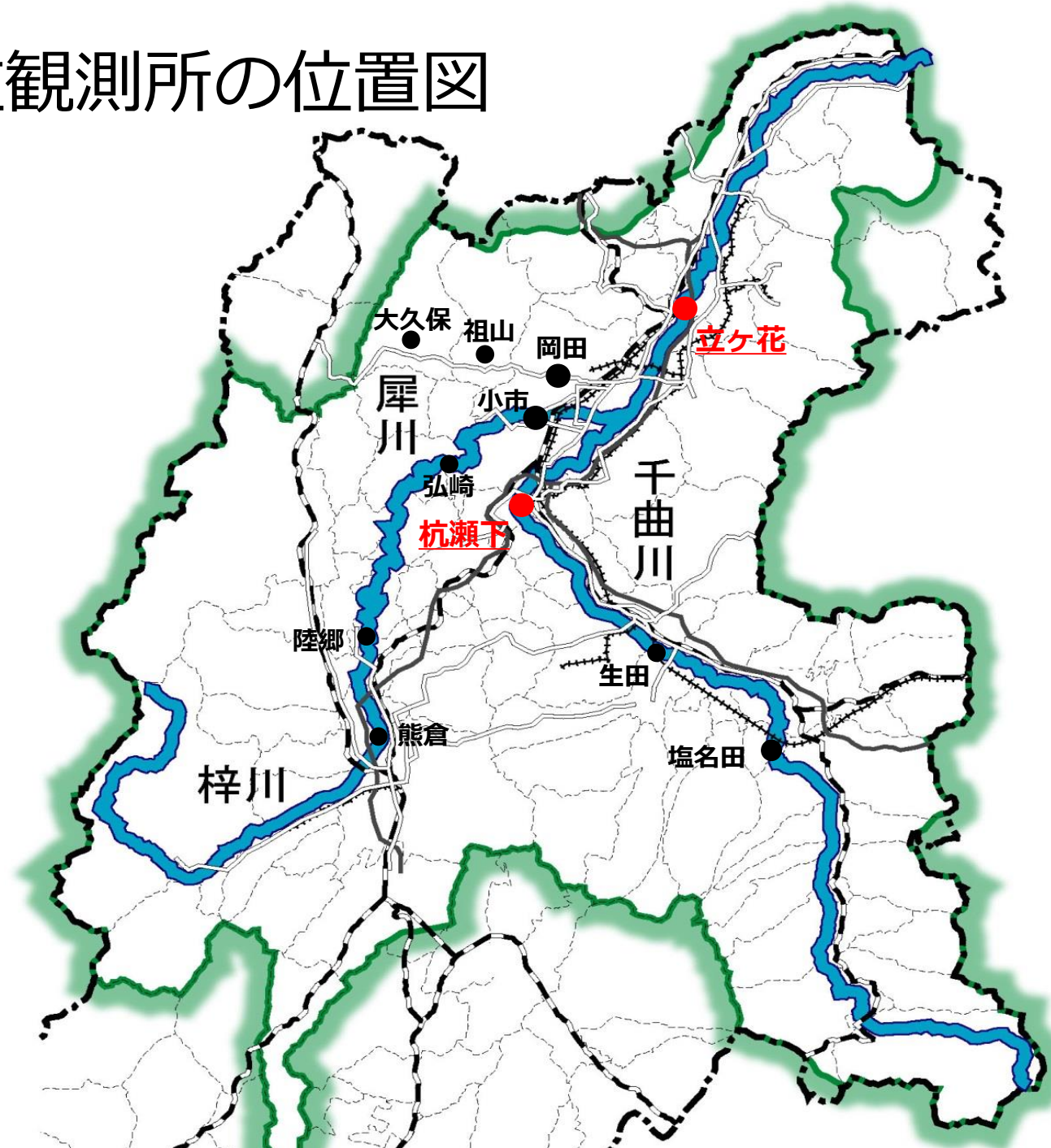
		警戒レベル	2相当	3相当	4相当		
	観測所	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	上流観測所
千曲川	杭瀬下	0.70	1.60	<u>4.60</u>	5.00	5.42	生田
	立ヶ花	3.00	5.00	<u>9.10</u> (※10.10)	<u>9.60</u> (※10.60)	10.75	杭瀬下
犀川	小市	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	陸郷・熊倉
裾花川	岡田	0.50	1.10	2.00	2.60	2.62	祖山・大久保



		警戒レベル	2相当	3相当	4相当		
	観測所	水防団待機水位 (m)	氾濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)	計画高水位 (m)	上流観測所
千曲川	杭瀬下	0.70	1.60	<u>4.00</u>	5.00	5.42	生田
	立ヶ花	3.00	5.00	<u>7.50</u>	<u>9.20</u>	10.75	杭瀬下
犀川	小市	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03	陸郷・熊倉
裾花川	岡田	0.50	1.10	2.00	2.60	2.62	祖山・大久保

**下線部見直し箇所**

# 水位観測所の位置図



## ◎令和3年度の計画修正趣旨

- ① 災害対策基本法の改正(令和3年5月20日改正)に基づき、避難情報等の運用見直しを反映させるもの  
(避難勧告の廃止、避難指示への一本化など)
- ② 千曲川の氾濫危険水位及び避難判断水位の見直し(令和2年9月1日改定)に伴い、令和3年度長野県水防計画等と整合を図るもの。

市民の避難行動等に直結する、避難情報に関わる重要な変更

令和4年度予定(5年ごと)の全体見直しに先行して修正

※全体見直しは、令和3年5月に行われた国の防災基本計画修正等への対応を検討  
(新型コロナウイルス感染症対策、個別避難計画の作成等避難行動要支援者への対処、災害ボランティアとの連携、女性の視点を踏まえた防災対策、実践的な防災教育・職員研修の推進など)



# 修正箇所一覧1/4 (新旧対照表【案】のとおり)

No.	該当ページ	市地域防災計画 修正項目	避難情報の見直し	氾濫危険水位等見直し
1	震-5	第1章/第3節/第2 業務大綱 【表】	●	
2	震-20	第2章/第2節/第1 災害情報の収集・連絡体制の整備 【表】	●	
3	震-38	第2章/第10節/第1 避難計画の策定等 【表】	●	
4	震-54	第2章/第23節 土砂災害等の災害予定計画 【表】	●	
5	震-91	第3章/第2節/第3 災害対策本部の運営 【表】	●	
6	震-92	第3章/第2節/第3 災害対策本部の運営 5 現地災害対策本部の設置	●	
7	震-93	第3章/第2節/第3 災害対策本部の運営 8 緊急時の支所長の権限【表】	●	
8	震-95	第3章/第2節/第5 災害対策の適用範囲 2 各部及び各班業務分掌表【表】	●	
9	震-121	第3章/第8節/第1 避難受入れ活動	●	
10	震-130	第3章/第11節/第1 避難勧告、避難指示（緊急） 【表含む】	●	
11	震-131	第3章/第11節/第1 避難勧告、避難指示（緊急）	●	
12	震-133	第3章/第11節/第2 警戒区域の設定	●	
13	震-135	第3章/第11節/第3 避難誘導活動 【フローチャート】	●	
14	震-136	第3章/第11節/第4 避難所の開設・受入れ	●	
15	震-169	第3章/第27節/第1 災害広報 3 初動期の広報【表】	●	
16	震-172	第3章/第28節/第1 土砂災害等の警戒・応急措置 2 安全措置【表】	●	
17	震-173	第3章/第28節/第1 土砂災害等の警戒・応急措置 2 安全措置	●	
18	震-178	第3章/第31節/第1 応急措置、第3 土砂ダム対策	●	
19	震-180	第3章/第32節/第4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	●	
20	震-181	第3章/第33節/第1 応急措置 1 点検	●	

# 修正箇所一覧2/4 (新旧対照表【案】のとおり)

No.	該当ページ	市地域防災計画 修正項目	避難情報の見直し	氾濫危険水位等見直し
21	震-213	第4章/第5節/第12 公共料金等の特例措置【表】	●	
22	風-15	第3章/第1節/第1 災害直前活動 2 住民の避難誘導対策	●	
23	風-16	同上	●	
24	風-19	第3章/第2節/第1 気象、異常現象に関する情報の収集 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報	●	
25	風-21	第3章/第2節/第1 気象、異常現象に関する情報の収集 2 水防法に基づくもの【表】	●	
26	風-26	同上		●
27	風-30	第3章/第2節/第1 気象、異常現象に関する情報の収集 5 気象情報等の収集活動	●	
28	風-37	第3章/第8節/第3 地下空間の災害防止対策 2 避難活動	●	
29	風-39	第3章/第12節/第1 避難行動の原則【表含む】	●	
30	風-40	第3章/第12節/第2 避難行動(安全確保行動)の考え方【表含む】	●	
31	風-41	第3章/第12節/第2 風水時の避難方法【フローチャート】	●	
32	風-42	第3章/第12節/第3 河川における避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示(緊急)の発令【表含む】	●	
33	風-43	同上	●	
34	同上	同上		●
35	同上	第3章/第12節/第4 土砂災害における避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示(緊急)の発令	●	
36	風-44	同上【表含む】	●	
37	風-51	第3章/第33節/第4 山腹・傾斜及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策	●	

# 修正箇所一覧3/4 (新旧対照表【案】のとおり)

No.	該当ページ	市地域防災計画 修正項目	避難情報の見直し	氾濫危険水位等見直し
38	その他-14	第3款/第1章/第2節/第1 関係機関の役割【表】	●	
39	その他-19	第3款/第1章/第5節/第1 避難受入収容活動 2 災害現場周辺の住民の避難	●	
40	その他-23	第4款/第1章/第3節/第1 関係機関の役割【表】	●	
41	その他-27	第4款/第2章/第6節/第1 避難受入活動 2 災害現場周辺の住民の避難	●	
42	その他-31	第5款/第1章/第5節/第1 関係機関の役割【表】	●	
43	その他-37	第5款/第2章/第6節/第1 避難受入活動	●	
44	その他-41	第6款/第1章/第2節/第1 関係機関の役割【表】	●	
45	その他-52	第7款/第1章/第2節/ 大規模火災対策における実施期間と役割【表】	●	
46	その他-58	第8款/第1章/第3節/第1 関係機関の役割【表】	●	
47	原子力-10	第3章/第7節/第1 屋内退避及び避難誘導 4 屋内退避等の措置	●	
48	原子力-11	第3章/第7節/第3 屋内退避又は避難を指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置	●	
49	火山-5	第3章/第1節/第1 関係機関の役割【表】	●	
50	火山-9	第3章/第5節/第2 避難収容	●	

# 修正箇所一覧4/4（新旧対照表【案】のとおり）

No.	該当ページ	市水防計画 修正項目	避難情報の見直し	氾濫危険水位等見直し
51	水防-2	第1章/第2節/9 避難判断水位	●	
52	水防-8	第2章/第3節/第3 本部会議【表】	●	
53	水防-14	第4章/第2節/洪水予報 指定河川洪水予報【表】	●	
54	水防-19	第4章/第4節/1 国土交通大臣が水防警報を行う河川【表】		●
55	水防-23	第4章/第7節/第2 実施方法 1 気象情報等の収集	●	
56	水防-27	第5章/第2節/情報収集・整理・対策検討事項【表】	●	

# 修正内容（主な箇所）の抜粋 下線のある所が変更箇所

## No.3 震災対策編 第2章/第10節/第1 避難計画の策定等

計画内容	新	旧
修正箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>避難指示、緊急安全確保</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</li> <li>○<u>高齢者等避難</u>を伝達する基準及び伝達方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の具体的な発令基準及び伝達方法</li> <li>○<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する基準及び伝達方法</li> </ul>

## No.26 風水害対策編 第3章/第2節/第1 2 水防法に基づくもの

計画内容	新	旧														
修正箇所	<水防警報の対象となる水位観測所>								<水防警報の対象となる水位観測所>							
	河川名	観測所名	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)	河川名	観測所名	位置	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)
	千曲川	杭瀬下	千曲川杭瀬下	0.70	1.60	<u>4.00</u>	5.00	5.42	千曲川	杭瀬下	千曲川杭瀬下	0.70	1.60	<u>4.60</u>	5.00	5.42
			立ヶ花	中野市立ヶ花	3.00	5.00	<u>7.50</u>	<u>9.20</u>			10.75	立ヶ花	中野市立ヶ花	3.00	5.00	<u>9.10</u>
	犀川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80 (特別警戒水位)	7.47	犀川	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.50	3.30	4.50	4.80 (特別警戒水位)	7.47
小市			長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80	5.03			小市	長野市川中島町	-0.50	0.00	1.50	1.80
								※立ヶ花観測所区間の長野市における避難判断水位及び氾濫危険水位（杭瀬下観測所及び小市観測所の各水位は、長野市内の地点を基に設定）								

No.32 風水害対策編 第3章/第12節/第3 河川における避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令

計画内容	新	旧
修正箇所	<p>第3 河川における<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令</p> <p>1 避難<u>指示等</u>の発令 河川の氾濫に対する避難指示等の発令は、河川水位、洪水予報、水位周知情報及び河川巡視等の情報を活用し、次の判断基準により迅速に行う。 また、判断が困難な場合は、気象台や河川管理者等に助言を求める。</p>	<p>第3 河川における<u>避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令</p> <p>1 避難<u>勧告等</u>の発令 河川の氾濫に対する避難勧告等の発令は、河川水位、洪水予報、水位周知情報及び河川巡視等の情報を活用し、次の判断基準により迅速に行う。 また、判断が困難な場合は、気象台や河川管理者等に助言を求める。</p>

No.35 風水害対策編 第3章/第12節/第4 土砂災害における避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）の発令

計画内容	新	旧
修正箇所	<p>第4 土砂災害における<u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の発令</p> <p>(略)</p> <p>2 避難<u>指示等</u>の発令基準 警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、<u>避難指示等</u>を発令する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、<u>避難指示</u>を発令することを基本とする。 なお、<u>高齢者等避難</u>を<u>発令</u>する場合は、避難行動要支援者が避難に要する時間や夜間の避難が困難なことを考慮する。</p>	<p>第4 土砂災害における<u>避難準備・高齢者等避難開始の発表、避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令</p> <p>(略)</p> <p>2 避難<u>勧告等</u>の発令基準 警戒巡視の結果、次の現象が発見された場合は、<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>を発令する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とする。 なお、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発表する場合は、避難行動要支援者が避難に要する時間や夜間の避難が困難なことを考慮する。</p>

# ◎計画修正スケジュール（案）

月	7月	8月	9～3月	4月以降(令和4年度)
内 容	<p><b>7/9 防災会議幹事会</b> ← 修正意見なく終了</p> <p>↳ <b>7/29 部長会議</b></p> <p>↳ (8/4 市議会政策説明会)</p> <p>↳ <b>8/6～8/18 長野市防災会議(書面開催)</b></p> <p>↳ (防災会議での意見を踏まえた修正)</p> <p>↳ <b>8/31 修正完了</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議構成機関へ送付、庁内周知</li> <li>・県へ報告、市民周知(ホームページ掲載)</li> </ul>			
	<p><b>防災アセスメント</b> (令和3年度業務委託)</p>			<p>令和4年度 計画大幅見直し</p>